

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（令和5年4月2日～令和6年4月1日）

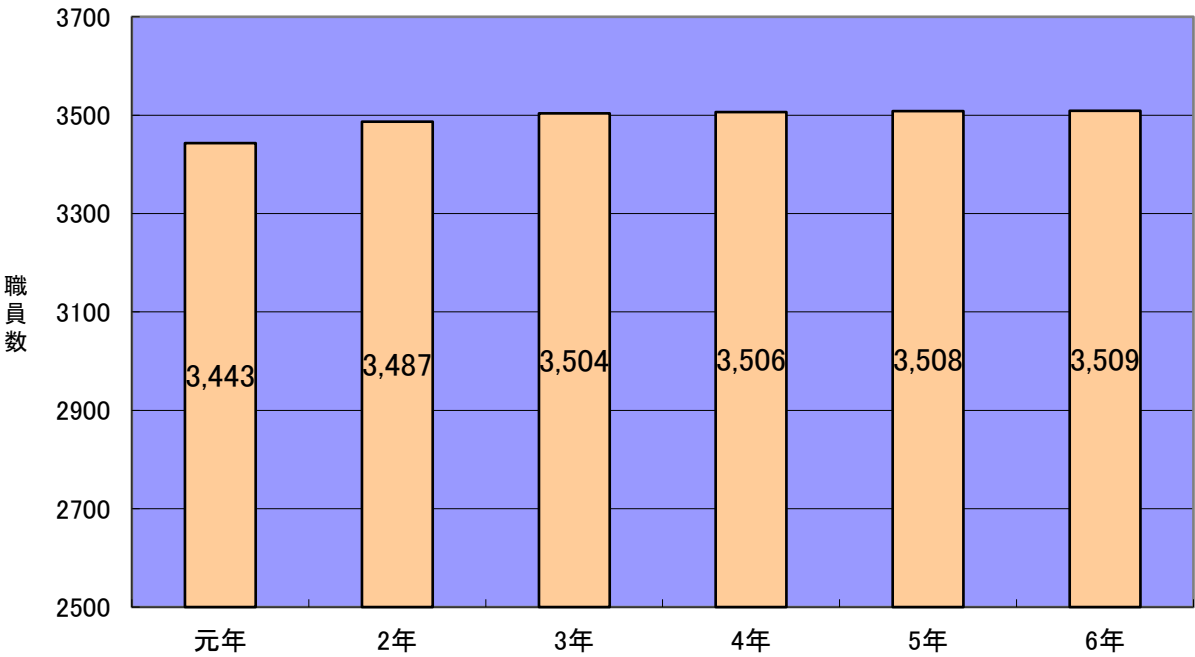
(単位:人)

区 分	採 用 等			退 職 等						増減 (採用－退職)
	採用	暫定 再任用	計	定年 退職	定年前 希望 退職	死亡 退職	人事 交流等 の退職	その他	計	
一般行政職等	96	1 (2)	97 (2)	0	14	1	0	70 (7)	85 (7)	12 (△5)
技能労務職	1	0	1	0	2	1	0	8 (2)	11 (2)	△ 10 (△2)
教育職	13	0	13	0	0	0	6	6	12	1
消防職	6	1	7	0	3	0	0	7 (1)	10 (1)	△ 3 (△1)
医療職	12	1	13	0	2	0	0	10	12	1
計	128	3 (2)	131 (2)	0	21	2	6	101 (10)	130 (10)	1 (△8)

(注) 暫定再任用は、定年退職者等を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、採用するものです。また、()内は暫定再任用短時間勤務職員を示しています(外数で表示)。

(2) 職員数の推移

単位:人

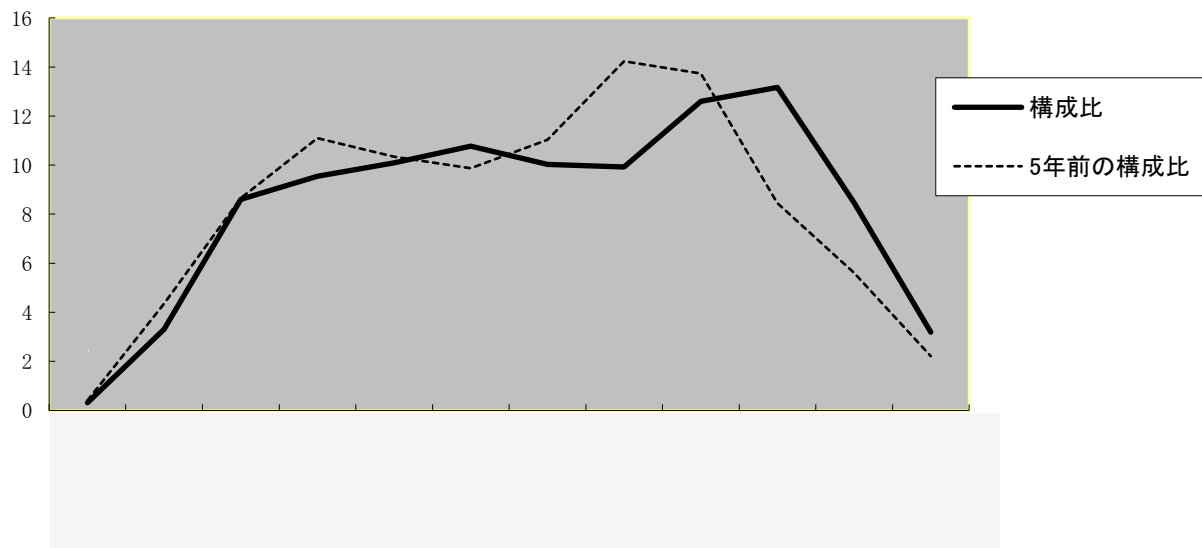


(各年4月1日現在 単位:人)

部門別 \ 年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	1,972	2,005	2,025	2,038	2,054	2,047	75 (3.8%)
教育	491	490	481	477	470	473	△ 18 (-3.7%)
消防	455	462	469	471	471	469	14 (3.1%)
普通会計	2,918	2,957	2,975	2,986	2,995	2,989	71 (2.4%)
公営企業会計	525	530	529	520	513	520	△ 5 (-1.0%)
総合計	3,443	3,487	3,504	3,506	3,508	3,509	66 (1.9%)

(3) 年齢別職員構成の内訳（令和6年4月1日現在）

単位：％



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	11人	116人	302人	335人	354人	378人	352人	348人	442人	462人	297人	112人	3,509人

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在 単位：人）

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一般行政部門	議会	17	17	0	
	総務	410 (4)	409 (2)	△ 1 (△2)	定数外職員の活用
	税務	139 (2)	140 (1)	1 (△1)	体制強化
	民生	620 (4)	618 (3)	△ 2 (△1)	事業の統廃合等
	衛生	386 (2)	376	△ 10 (△2)	事務の縮小、民間委託等
	労働	5	6	1	体制強化
	農林水産	114 (2)	115 (1)	1 (△1)	体制強化
	商工	40	44	4	体制強化
	土木	323 (1)	322 (1)	△ 1 (0)	事務の縮小
小 計		2,054 (15)	2,047 (8)	△ 7 (△7)	
行 政 特 別 部 門	教育	470 (2)	473 (3)	3 (1)	体制強化
	消防	471 (2)	469 (1)	△ 2 (△1)	定数外職員の活用
	小 計	941 (4)	942 (4)	1 (0)	
公 営 企 業 等	病院	179	177	△ 2	退職不補充
	水道	112 (2)	113 (1)	1 (△1)	体制強化
	下水道	94 (1)	92 (1)	△ 2 (0)	定数外職員の活用
	その他	128	138	10	体制強化
	小 計	513 (3)	520 (2)	7 (△1)	
合 計		3,508 (22) [3,596]	3,509 (14) [3,596]	1 (△8)	

（注） 1 職員数は一般職に属する正規職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いたものです。

暫定再任用短時間勤務職員数は、（ ）内で示しています（外数で表示）。

2 []内は、条例定数の合計です。

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価制度の概要

人事評価制度は、市民満足度の向上のため、職員の仕事へのやりがいや使命感を高めるとともに職員の人材育成を図り、ひいては行政のプロ集団としての組織力の向上を図ることを目的として行なっています。

対象者	行動評価：課長級以下の全職員（短大教員・市民病院医師を除く。）
	業績評価：局長級以下の全職員（短大教員・市民病院医師を除く。）
評価期間	毎年4月1日から3月31日までの間
内容	行動評価：模範となるような目指すべき行動を明示し、それに基づいて職員の具体的行動を評価
	業績評価：組織目標と自分の職務役割等から個人の目標を設定し、その達成度を評価

(2) 人事評価制度の評価結果の活用

人事評価制度の評価結果は、昇任・昇格、人事異動等の資料として活用しています。

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R 5 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人 件 費 率 B / A	(参考) 4 年度の人件費率
5 年度	人 474,330	千円 234,397,827	千円 6,186,451	千円 28,672,624	% 12.2	% 13.7

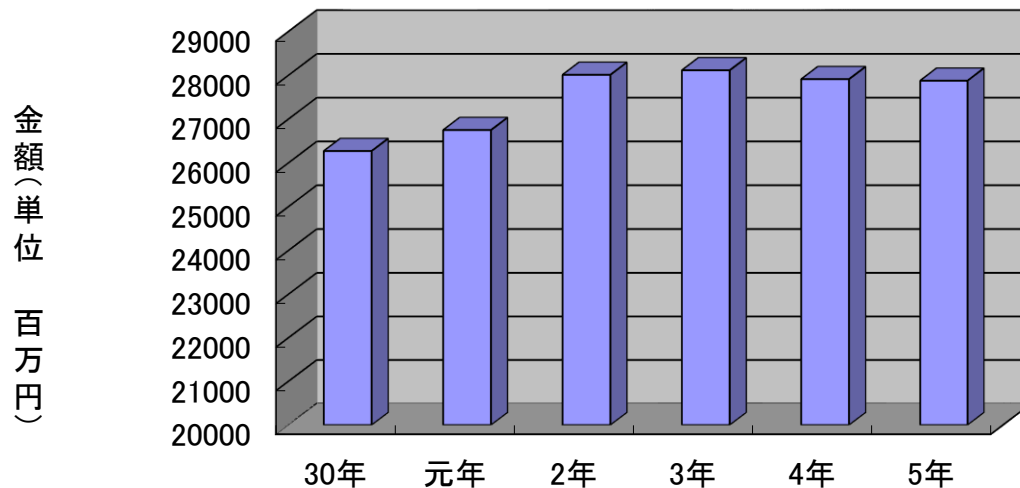
② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B / A	
5 年度	人 2,989	千円 11,317,396	千円 2,254,133	千円 4,443,127	千円 18,014,656	千円 6,027	千円 6,293

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
- 3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

③ 人件費の推移（退職手当を除く）

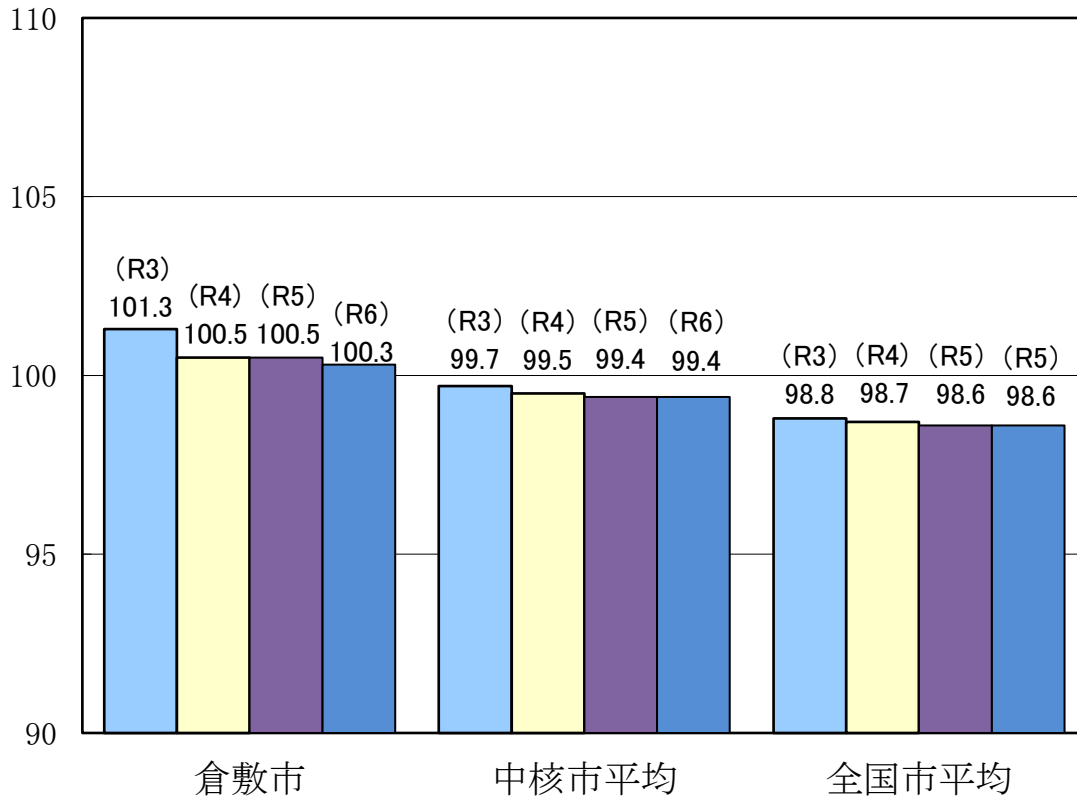
人件費の推移(退職手当を除く)



(各年度決算額 単位:百万円)

年	3 0 年	令和元年	2 年	3 年	4 年	5 年
金額	26,276	26,755	28,016	28,120	27,917	27,882

④ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 中核市平均とは、中核市のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

職員の年齢構成が異なるため。

⑤ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し 【実施】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.74%引下げ。激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

イ その他の見直し内容

地域手当、管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(2) 一般行政職給料表の状況（令和6年4月1日現在）

（単位：円）

給料月額	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
最高号給	249,400	305,200	351,000	382,000	394,000	411,300	446,200	470,000	528,900

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
倉敷市	43.6 歳	336,730 円	419,769 円	368,581 円
岡山県	43.3 歳	331,390 円	413,109 円	362,045 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	405,378 円
中核市	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

イ 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
倉敷市	53.9 歳	175 人	346,920 円	414,805 円	354,738 円
うち清掃職員	50.5 歳	61 人	326,050 円	452,802 円	336,615 円
うち学校給食員	55.3 歳	23 人	353,100 円	367,057 円	358,048 円
うち用務員	55.8 歳	48 人	347,285 円	362,250 円	352,675 円
うち自動車運転手	57.0 歳	24 人	364,168 円	464,368 円	374,400 円
岡山県	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円
中核市	50.9 歳	— 人	319,664 円	376,837 円	350,144 円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員（C）	民間（D）	C／D
倉敷市	－	－	－	－	－	－	－
うち清掃職員	廃棄物処理業 (全国)	47.7 歳	314,900 円	1.32	6,943,657 円	4,376,300 円	1.59
うち学校給食員	飲食物調理従事者 (県内)	45.2 歳	257,600 円	1.76	6,174,487 円	3,333,700 円	1.85
うち用務員	他に分類されない運 搬・清掃・包装等従事 者 (全国)	49.1 歳	244,800 円	1.50	6,069,313 円	3,297,300 円	1.84
うち自動車運転手	乗用自動車運転者（タ クシー運転者を除く） (県内)	62.9 歳	239,500 円	1.51	7,367,568 円	3,002,000 円	2.45

※民間データは、賃金構造基本統計調査（賃金センサス）において公表されているデータを使用しています。（令和3年～令和5年の3ヶ年平
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではなく、あくまで目安となります。

- ・ 企業規模について、公務員給料の決定は50人以上の事業所を参考にしますが、賃金センサスは10人以上の企業が対象となります。
- ・ 雇用形態について、公務員給料は常勤職員の平均ですが、賃金センサスではパート労働者、アルバイト等を含みます。
- ・ 業務内容について、類似職種ではありますが、その内容が一致するものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

ウ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
倉敷市	37.9 歳	300,310 円	341,113 円
岡山県	41.2 歳	355,700 円	391,212 円
中核市	39.8 歳	314,557 円	367,988 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

② 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		倉 敷 市	岡 山 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	207,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	173,300 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	- 円	- 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

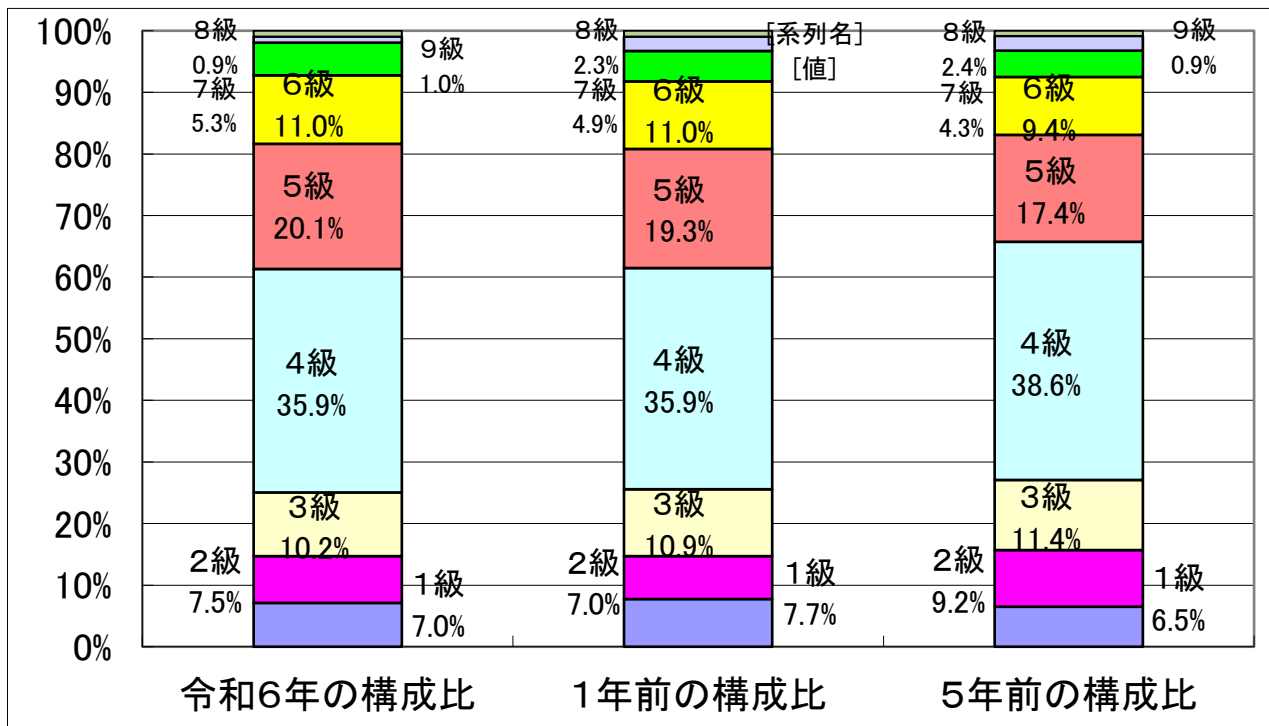
区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 2 0 年	経 験 年 数 2 5 年	経 験 年 数 3 0 年
一般行政職	大 学 卒	268,903 円	355,832 円	384,144 円	401,622 円
	高 校 卒	- 円	- 円	353,940 円	383,467 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	308,500 円

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

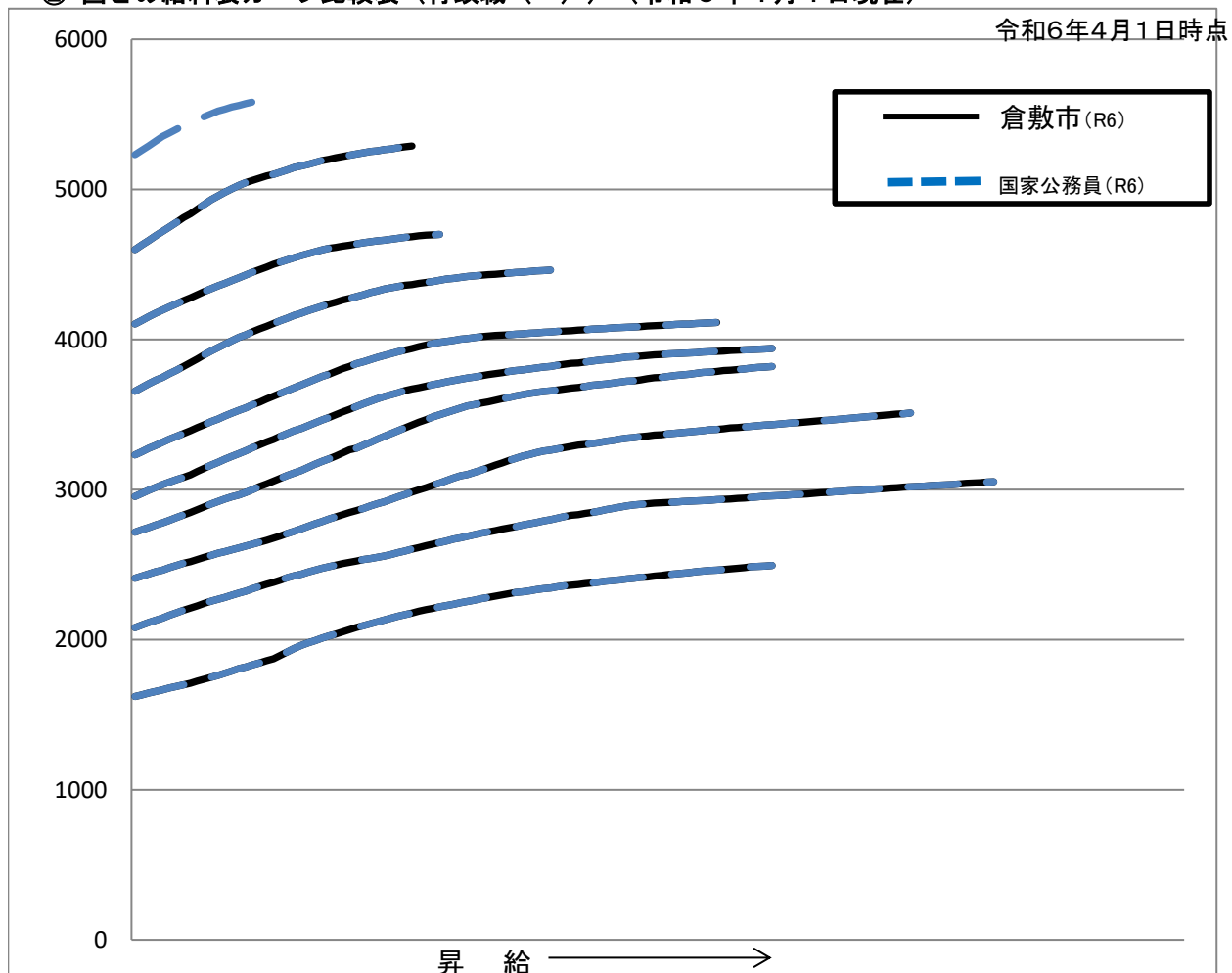
① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的業務	120人	7.0%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務	128人	7.5%
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務	174人	10.2%
4 級	係長・主任・副主任	612人	35.9%
5 級	課長補佐・主幹	343人	20.1%
6 級	課長・課長代理・課長主幹	187人	11.0%
7 級	次長・副参事	90人	5.3%
8 級	部長・参事	35人	2.1%
9 級	技監・局長・参与	16人	0.9%
計		1,705人	100.0%

- (注) 1 倉敷市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



② 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



③ 昇給への人事評価の活用状況（倉敷市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○			
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分			○	
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

倉敷市	岡山県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,449 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,690 千円	—
（R5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（R5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	（R5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ●役職加算 5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ●役職加算 5%～20% ●管理職加算 10%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ●役職加算 5%～20% ●管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（倉敷市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○			
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率			○	
	標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

② 退職手当（令和6年4月1日現在）

倉 敷 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（3%～45% 加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置（3%～45% 加算）	
1人当たり平均支給額	10,377	千円			

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

③ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R 5年度決算）		6,853 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R 5年度決算）		457 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20 %	6 人	20 %
倉敷市保健所（医師）	16 %	1 人	16 %
岡山市	3 %	8 人	3 %

④ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R 5年度決算）		106,317 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R 5年度決算）		117 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R 5年度）		29.3 %	
手当の種類（手当数）		19	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保健所に勤務する職員 に対する手当	作業従事職員	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき狂犬病予防員としての業務に従事した職員又は同法に基づき犬の捕獲若しくは処分等の作業に従事した職員	1日 800円
	作業従事職員	レントゲン等を使用して有害放射線の影響を受ける作業に直接従事した職員	1日 330円
	作業従事職員	感染症の防疫に従事した職員	1日 350円
	作業従事職員	感染症の検査に従事した職員	1日 350円
	作業従事職員	保健所外で結核患者又は精神障害者の保健指導業務に従事した職員	1日 300円
	作業従事職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者に保健所外で直接接して行う精神保健業務に従事した職員	1日 300円
	作業従事職員	有害物（毒物・劇物等）を取り扱う作業に従事した職員	1日 250円
	作業従事職員	と畜検査の業務に従事した職員	1日 800円
	所長	3時間30分以上公衆保健衛生業務等に従事した医師及び歯科医師	1日 5,000円以内
	上記以外の職員		1日 2,500円以内
死体処理又は検視立会 に従事した職員に対する 手当	作業従事職員	死体処理又は検視立会に従事したとき	1回 1,800円
	作業従事職員	し尿処理、ごみ処理又は下水道の清掃を本務とする職員が当該業務に従事した場合	1回 1,850円 3時間30分以下は半額
	作業従事職員	下水道の清掃に直接従事した職員（上記手当を支給される職員を除く。）	1回 1,850円 3時間30分以下は半額
	行政職給料表の4級（係長及び主任に限る。）以上の職務にある職員	し尿処理及びごみ処理施設の現場事務所に勤務する職員	1日 520円

汚物等の処理、下水道の清掃等又は火葬等に 従事する職員に対する 手当	上記以外の職員		1日 420円
	リサイクル推進部に 勤務する職員	ごみ焼却処理場の焼却炉の内部に入って行う点検作 業に直接従事した場合	1日 500円
	作業従事職員	へい死した犬、猫等の死体処理に従事した職員	1体 400円
	行政職給料表の4級 (係長及び主任に限 る。)以上の職務に ある職員	下水処理場に勤務する職員	1日 520円
	行政職給料表の適用 を受ける技師(電 気、機械及び化学の 職にある者に限 る。)。ただし、別 に市長が定める職員 を除く		1日 420円
	行政職給料表の適用 を受ける職員(上記 に該当する職員を除 く。)		1日 420円
	上記以外の職員		1日 520円
	下水道部に勤務する 職員	汚水等の収集及び分析に直接従事した場合	1日 300円以内 3時間30分以下は 半額
	業務従事職員	下水道排水設備の完工検査のため、現場で直接調査 に従事した場合又は供用開始した管きょ内で、下水 道施設の検査、調査及び認定の業務に従事した場合	1日 400円以内
	業務従事職員	下水道受益者負担金及び使用料の徴収又は滞納整理 に1日2時間以上勤務した職員	1日 300円以内
	業務従事職員	下水溝の清掃及び防疫に直接従事した職員	1日 350円以内 3時間30分以下は 半額
	業務従事職員	斎場に勤務する職員(下記の業務に従事した場合を 除く。)	1日 1,150円 3時間30分以下は 半額
	業務従事職員	斎場で火葬又は焼却の業務に従事した職員	1日 5,550円 死体1体につき 250円 ただし、犬及び 猫の場合は1体につ き 100円
大型特殊自動車を運転 する職員に対する手当 (ボクレン、ブルドー ザー、グレーダー、コン プレッサー、ロード ローラー、ロードシー パー等)	業務従事職員	霊柩車の運転手、葬儀車の運転手及び葬儀員でその 業務に従事したとき	1日 2,050円
	業務従事職員	大型特殊自動車の運転に従事した運転手	1日 400円

学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に従事する職員に対する手当	教育職員	特別支援教育に直接従事することを本務とする教育職員	1日 70円
消防職員に対する手当	作業従事職員	水火災に出動し作業に従事したとき	1回 250円
	救急に出動し搬送に従事した職員	救急救命士が、救急救命処置に従事したとき	1回 500円
		上記以外	1回 230円
	救助隊員	救助活動に従事したとき	1回 500円
	機関勤務員	大型消防用自動車の運転又は機関操作により水火災・救急・救助活動に従事したとき	1回 180円
		上記以外の車両の運転又は機関操作により水火災・救急・救助活動に従事したとき	1回 90円
	水上消防隊員（消防艇に乗船する有資格者に限る）	消防艇により水火災・救急・救助活動に従事したとき	1回 180円
	通信取扱者	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる通信業務に従事したとき	深夜における勤務時間が 2時間以上 1回 440円 2時間未満 1回 220円
市税及び国民健康保険料の事務に従事する職員に対する手当	作業従事職員	1日に2時間以上出張して市税等の調査、検査又は滞納整理に従事した職員	1日 500円
社会福祉事務所に勤務し、福祉六法を取り扱うことを本務とする職員に対する手当	作業従事職員	主として外勤し、要保護者の調査指導に従事する職員	1日 340円
建設用特殊機械の運転操作に従事する職員に対する手当（インパクトローラー、バイブロコンパクター等）	作業従事職員	建設用特殊機械の操作に従事した職員	1日 300円
家畜伝染病の防疫等に従事する職員に対する手当	作業従事職員	家畜伝染病の防疫に従事した職員	1日 250円以内
		家畜の死体処理に直接従事した職員	1日 250円以内
環境政策課に勤務する職員に対する手当	作業従事職員	市長が認めた者で観測業務のため水素ガスの充てん若しくは検査のため放射線、毒物及び劇物の取扱作業に直接従事した場合又は公害防止のため工場等で現地において立入検査若しくは調査の作業に従事した場合	1日 250円
産業廃棄物対策課に勤務する職員に対する手当	業務従事職員	し尿処理施設、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の立入検査等に従事した職員	1日 350円

非常災害時、作業に従事する職員に対する手当	作業従事職員	風水害等のため非常配備が発令された場合に橋梁、河川、堤防、構築物等の崩壊防止又は応急復旧等に直接従事した職員	実働1時間につき 300円
	業務従事職員	災害救助法が適用された災害発生市町村（本市を除く）に派遣され、現地において避難所の運営業務その他の被災地支援に関する業務に従事した職員	1日 710円
高等学校に勤務する教育職員に対する手当(校長の職にあるものは除く。)	業務従事職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で、規則で定める業務に従事したとき	1日につき 6,400円以内
	業務従事職員	修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴う業務に従事したとき	1日につき 1,700円以内
	業務従事職員	任命権者が定める対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日（以下この項において「週休日等」という。）に業務に従事したとき	1日につき 1,700円以内
	業務従事職員	学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務を週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日に業務に従事したとき	1日につき 1,200円以内
	業務従事職員	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で、週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日に業務に従事したとき	1日につき 900 円以内
	業務従事職員	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定に基づき置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして規則で定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したとき	1日につき 200 円
定時制高校に勤務する職員に対する手当	定時制高校のうち夜間高校に常時勤務する職員	常時、夜間に勤務する職員（定時制通信教育手当が支給されている者を除く。）	1日 210円
用地取得等折衝業務に従事する職員に対する手当	業務従事職員	庁外において正規の勤務時間外に、土地、権利、土地に定着する物件若しくは土地に属する土石砂れきの取得、使用又は補償及び土地区間整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業計画又は換地計画のため、当該権利者と直接面接して折衝業務に従事した職員	2時間以上 500 円 2時間未満 400 円 ただし、業務が深夜に行われた場合は、上記の額にその100分の50を加算した額とする

高層建築物等で指導及び監督の業務に従事する職員に対する手当	作業従事職員	地上5メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物等の工事現場で指導及び監督の業務に従事した職員	1日 300円
異常気圧内での作業に従事する職員に対する手当	業務従事職員	圧搾空気内で行う下水道管きょ等の建設工事の調査、検査等の業務に従事した場合	1日 250円
トンネルの坑内で指導、監督等の業務に従事する職員に対する手当	業務従事職員	掘削中のトンネルの坑内で行う工事の指導、監督、調査又は検査の業務に従事した職員	1日 400円
新型コロナウイルス感染症対応に従事した職員に対する手当	業務従事職員	新型コロナウイルス感染症の患者の搬送その他の新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対し緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員	1日 3,000円
	業務従事職員	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した職員	1日 4,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（R 5年度決算）	1,222,245 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R 5年度決算）	449 千円
支給実績（R 4年度決算）	1,051,382 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R 4年度決算）	439 千円

⑥ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者、子供などの区分により、扶養親族1人につき 6,500円～15,000円	同じ	—	376,235 千円	258,226 円
住居手当	借家は家賃額に応じて28,000円まで	同じ	—	200,142 千円	278,749 円
通勤手当	交通機関利用者の最高限度額は55,000円、交通用具（自転車など）使用者は距離区分により 3,100円～31,600円、通勤距離が片道2km未満の場合は支給なし	異なる	交通用具使用者の最低支給額が2,000円	240,594 千円	88,747 円
管理職手当	管理職員に対し、職位等により、53,300円～123,200円	異なる	対象職員は本府省の課長補佐以上 46,300円～139,300円	356,244 千円	736,042 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、緊急等の業務をした場合に、勤務日・勤務時間に応じ、4,000円～12,000円	異なる	対象職員は管理職手当支給職員（本府省の課長補佐級は除く） 支給額は3,000円～18,000円	8,734 千円	55,631 円

単身赴任手当	公署を異にする異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に100,000円を上限として支給	同じ	—	4,526 千円	905,200 円
定時制通信教育手当	定時制の課程の高等学校に勤務する校長及び教員に対して月額19,000円を支給	—	—	456 千円	228,000 円
産業教育手当	農業及び工業に関する課程を置く高等学校で実習を伴う科目について、教頭、教諭の職務を助ける実習助手に対して月額11,500円～19,000円を支給	—	—	0 千円	0 円
宿日直手当	5,500円を支給	異なる	対象職種等	0 千円	0 円
初任給調整手当	保健所に勤務する医師又は歯科医師に新たに採用された場合に、月額309,200円を上限として支給 保健所に勤務する獣医師に新たに採用された場合に、月額50,000円を上限として支給	異なる	支給額の上限は415,600円	2,595 千円	519,026 円
義務教育等教員特別手当	市立高等学校に勤務する教育職員に対して8,000円を上限として支給	—	—	34 千円	33,525 円

(6) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,150,000	円	
	副 市 長	930,000	円	
	議 長	780,000	円	
報 酬	副 議 長	720,000	円	
	議 員	670,000	円	
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 長	4.35 月分		
	議 長	(令和5年度支給割合)		
退 職 手 当	副 議 員	4.50 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	1,150,000円×在職月数×0.6	33,120,000円	任期毎
		930,000円×在職月数×0.34	15,177,600円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	60分

(注) 職場により異なる場合があります。また、暫定再任用短時間勤務職員は除きます。

(2) 休暇の状況

休暇の種類・内容		付与日数等
年次休暇	労働基準法に基づき付与	4月1日から翌年の3月31日までの間で20日
療養休暇	職員が疾病その他事故のため療養を要すると認める場合	医師の証明書等に基づき90日を越えない範囲内で必要と認める期間
特別休暇	感染症の予防等に関する法律による交通の制限又は遮断の場合	必要と認める日又は時間
	風水震災火災その他非常災害による交通遮断の場合	必要と認める日又は時間
	風水震災火災その他天災地変による現住居の滅失又は破壊の場合	1週間を越えない範囲内で必要と認める日又は時間
	交通機関の事故等の不可抗力の原因の場合	必要と認める日又は時間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会等へ出頭した場合	必要と認める日又は時間
	選挙権その他公民としての権利の行使の場合	必要と認める日又は時間
	地方公務員法第42条の規定により、あらかじめ計画された厚生計画の実施の場合	必要と認める日又は時間
	職員の親族が死亡した場合	親族の区分に応じて1日から8日の範囲内
	妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認める時間
	職員の分べん（産前・産後休暇）	予定日前8週間（多胎の場合は14週間）、分べん日後8週間
	生理日の就労が著しく困難な女子職員の生理日の場合	2日を越えない範囲内で必要な日又は時間
	妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが著しく困難な場合	その妊娠の期間において5日以内の日又は時間
	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与えると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じ1時間を越えない範囲内で必要と認める時間
	職員が生後満3歳に達しない生児を育てる場合	・生後満1年に達しない子を育てる期間 1日2回以内1回1時間又は1日1回2時間を越えない範囲内でその都度必要と認める時間 ・生後満1年以上満3年に達しない子を育てる期間 1日2回以内1回30分又は1日1回1時間を越えない範囲内でその都度必要と認める時間
	職員が結婚した場合	5日を越えない範囲内において必要な日又は時間
	子の出生の場合	配偶者が出産のため医師の診察を受けた日及び入院した日以降1箇月以内の期間で3日以内の必要と認める日又は時間

男子職員が妻の出産予定日前8週間（多胎の場合は14週間）及び分べん日後1年の期間に、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合	5日を越えない範囲内において必要な日又は時間
父母、配偶者及び子の法要の場合（15年以内に行われるもの）	1日
骨髄移植のため骨髄液の提供者としての登録、提供をする場合	必要と認める日又は時間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行なう場合	年度において5日を越えない範囲内で必要と認める日又は時間
中学校を卒業するまでの子を養育する職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、その子が在籍する学校等の行事に出席する場合	年度において5日以内の日又は時間（看護等の対象となる子が2人以上ある場合又は看護等の対象となる子がある場合は10日）
不妊症又は不育症のため治療を必要とする場合	年度において5日以内の日又は時間（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合は10日）
2週間以上にわたり要介護者の介護を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	年度において5日を越えない範囲内で必要と認める日又は時間（要介護者が2人以上いる場合は10日）
夏季休暇	5日
任命権者が必要と認めた場合	人間ドック、消防団活動従事等
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹等を2週間以上の期間を介護するために勤務しないことが相当であると認める場合 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間

(3) 休暇の取得状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

年次休暇（平均取得日数）	介護休暇	子育て支援時間
14.6	3人	9人

※介護休暇は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6月の期間内において日または時間を単位として、勤務しないことが相当であると認められる場合与えられる休暇であり、介護休暇期間中は、給与は支給されません。

※子育て支援時間は、小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合与えられる休暇制度であり、休暇中は、給与は減額されます。

5 職員の休業に関する状況

休業の取得状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

育児休業	部分休業	高齢者部分休業	自己啓発等休業	配偶者同行休業
132人	21人	1人	0人	0人

※育児休業は、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する前日までを限度として、休業をすることができる制度であり、育児休業期間中は、給与は支給されません。

※部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、子が小学校就学の始期に達する日までを限度として、1日の勤務時間の一部（2時間以内）について勤務しないことができる制度であり、部分休業期間中は、給与は減額されます。

※高齢者部分休業は、満55歳に達している正規職員が、肉体・精神的又は家庭の事情、社会貢献活動への参加等のため、フルタイム勤務の継続が困難で、公務の運営に支障が無いと任命権者が認めた場合に限り、定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことができる制度であり、高齢者部分休業期間中は、給与は減額されます。

※自己啓発等休業は、自己啓発及び国際貢献活動をするため、大学等の課程の履修については2年を超えない範囲内（ただし、修業年限が2年を超え3年を超えないものに在学する場合は3年を超えない範囲内）、国際貢献活動については3年を超えない範囲内を限度として、休業することができる制度であり、自己啓発等休業期間中は、給与は支給されません。

※配偶者同行休業は、6ヶ月以上にわたり継続して外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にすることを希望する職員に対し、3年を超えない期間において職員としての身分を保有したまま勤務しないことができる制度であり、配偶者同行休業期間中は、給与は支給されません。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）（単位：人）

処分事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			40		40
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算減少により 廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
その他条例で定める場合					0
計	0	0	40	0	40

(2) 懲戒処分の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）（単位：人）

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正					0
一般服務違反関係					0
一般非行関係					0
収賄等関係					0
道路交通法違反			1		1
監督責任					0
計	0	0	1	0	1

7 職員の服務の状況

(1) 服務の概要

服務の根本基準として、地方公務員法第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。そして次のような義務があります。

職務を遂行するに当たって守るべき義務		
	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則、規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければならない。
	職務に専念する義務	勤務時間及び職務遂行上の注意力のすべてを職責遂行のために用いなければならない。
職員の身分を有する限り守るべき義務		
	信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
	秘密を守る義務	職務上知り得た秘密をもらしてはならない。退職後も同様である。
	政治的行為の制限	政党その他政治的団体の結成に関与したりこれらの団体の役員になったりするなどの政治的行為をしてはならない。
	争議行為等の禁止	争議行為をしたり、企てたり、そそのかしたりしてはならない。
	営利企業等の従事制限	営利企業等への従事は制限されており、許可を受けなければ従事することはできない。

(2) 営利企業等の従事許可状況

営利企業等の従事許可件数（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

96 件

(3) 倫理保持に関する状況

区 分	5 年度
夜間利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食する場合の届出件数	70件
利害関係者と共に行うことが禁止されている事項(遊技、ゴルフ、旅行等)を行うことについての許可件数	0件
1 件につき5,000円を超える贈与等又は報酬の支払を受けた件数	1件
倉敷市職員倫理条例及び倉敷職員倫理規則の規定違反による懲戒処分件数	0件

(4) 倫理保持に関して講じた主な施策（令和5年度）

- ・コンプライアンス、公務員倫理の研修を実施（全8回 762人）

8 職員の退職管理の状況

令和4年度及び令和5年度（令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）に本市を退職した課長級以上の職員のうち、退職後2年以内に再就職した者の再就職状況は次表のとおりです。

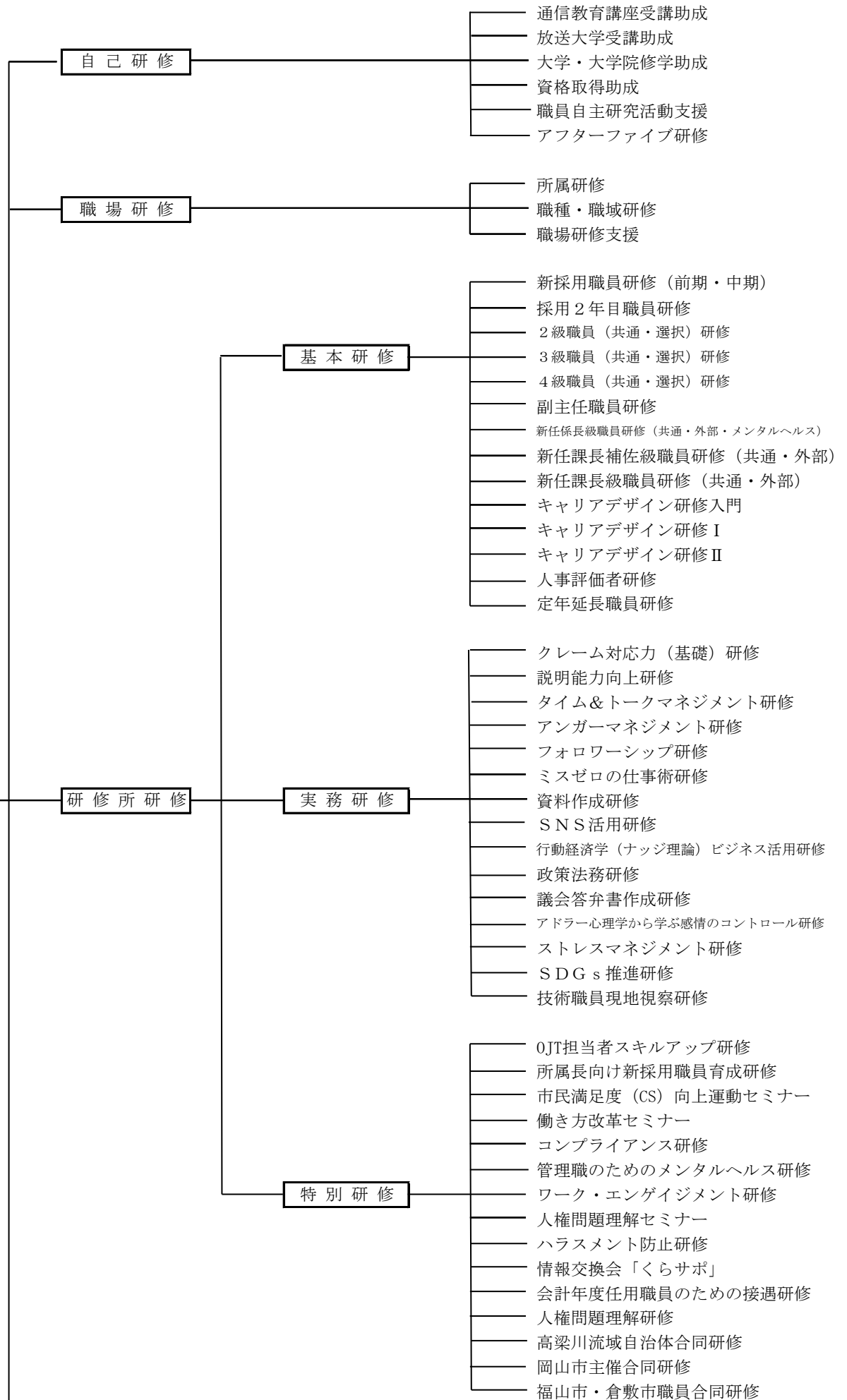
区 分	件数
本市外郭団体	16
本市（会計年度任用職員等）	14
民間企業等	5

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況（令和5年4月～令和6年3月実施分）

- 《自己研修》 職員の自己啓発に対し、必要な支援を行うものです。
- 《職場研修》 「所属研修」、「職種・職域研修」として各職場で行う研修です。
- 《研修所研修》 階層別、必要な知識・能力別に行う集合研修です。
- 《派遣・交流研修》 民間や専門の研修機関等で行う研修です。

職員研修





10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度

① 職員の健康管理及び疾病予防

職員の勤務能率の発揮、推進のために、個々の職員が良好な健康状態を保ち職務に従事できるよう、次の健康診断等を行っています。

種 類	受診件数
定期健康診断（年1回）	1,506件
特定業務従事者健康診断（年2回）	のべ 617件
有害業務従事者健康診断（年2回）	のべ 32件

この他、大腸がん検診、情報機器作業健康診断、健康相談等を実施しています。

人間ドック、35歳未満の子宮がん検診は、共済組合の一部助成により実施しています。

② 共済組合及び職員厚生会等への加入

職員は、社会保障制度の一環として、相互救済によって職員およびその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与し、職務の能率的運営に資することを目的とする岡山市町村職員共済組合（一部は公立学校共済組合）に加入しています。

また、相互共済と福利厚生増進を目的とし、給付事業・福利厚生事業を実施する職員で組織した倉敷市職員厚生会（一部は岡山県教育職員互助組合）に加入しています。

(2) 公務災害補償（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

認定件数	公務災害	通勤災害	総数
	20件	3件	23件

11 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 7,683,905	千円 895,928	千円 764,157	% 9.9	% 9.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費140,624千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 114	千円 425,860	千円 91,997	千円 172,475	千円 690,332	千円 6,056	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれていますが、会計年度任用職員は含まれていません。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
倉 敷 市 水 道 局	42.1 歳	317,866 円	500,241 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業職(水道局)	一般行政職
1人当たり平均支給額(5年度) 1,513 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,449 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ● 役職加算 5%～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在)

企業職(水道局)	一般行政職
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45% 加算) 1人当たり平均支給額 ー 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45% 加算) 1人当たり平均支給額 13,919 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		740 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		740,040 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
東京都特別区	20 %	1 人	20 %

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		364 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		7,434 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		47 %	
手当の種類(手当数)		10	
手当の名称	支給対象業務及び職員	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価
非常出勤手当	勤務時間外に呼び出され業務に従事した職員	170 千円	深夜に呼び出された場合 1回 1,700円 深夜以外 1回 1,300円

夜間作業手当	深夜に作業現場における業務に従事した職員	67 千円	3時間以上 1,000円 3時間未満 700円
有害薬品取扱手当	浄水課に勤務する職員で水質試験に従事する職員	103 千円	日額 80円
ポンプ運転手当	浄水課に勤務する職員でポンプ運転作業及びポンプ場の維持管理業務に従事する職員	10 千円	日額 180円
非常災害時、作業に従事する職員に対する手当	風水害等のため非常配備が発令された場合に水道施設の災害対策及び応急復旧等に直接従事した職員	0 千円	実働1時間につき 300円
用地取得等折衝業務に従事する職員に対する手当	庁外において勤務時間外に、土地等の取得、使用又は補償に関し、当該権利者と直接面接して折衝業務に従事した職員	0 千円	2時間以上 500円 2時間未満 400円 ただし、業務が深夜に行われた場合は、上記の額にその100分の50を加算した額
高層建築物等で指導、監督する職員に対する手当	地上5メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物等の工事現場で指導及び監督業務に従事した職員	0 千円	日額 300円
緊急現場作業手当	倉敷市水道局緊急対策本部設置要綱に基づき、直接作業に従事した職員	0 千円	日額 500円
死体処理又は検視立会に従事した職員に対する手当	死体処理又は検視立会に従事した職員	0 千円	1回 1,800円
被災地支援手当	災害救助法が適応された区域において、災害発生市町村等からの要請に基づいて行う応急給水業務その他の被災地支援に関する業務に従事した職員	14 千円	日額 710円

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	46,450 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	611 千円
支給実績（4年度決算）	32,849 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	432 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者、子供などの区分により、扶養親族1人につき 6,500円～10,000円	同じ	—	12,055 千円	219,177 円
住居手当	借家は家賃額に応じて 28,000円まで	同じ	—	10,668 千円	333,360 円
通勤手当	交通機関利用者の最高限度額は55,000円、交通用具(自転車など)使用者は距離区分により3,100円～31,600円、通勤距離が片道2km未満の場合は支給なし	同じ	—	8,454 千円	96,071 円
管理職手当	管理職の職員に対し、職位等により 64,800円～84,000円	同じ	—	12,470 千円	593,829 円

管理職員特別勤務手当	管理職員が緊急等の業務をした場合に、勤務日・勤務時間に応じ4,000円～12,000円	同じ	—	52 千円	2,476 円
単身赴任手当	公署を異にする異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に100,000円を上限として支給	同じ	—	744 千円	744,000 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 3,719,146	千円 23,624	千円 2,124,825	% 57.1	% 57.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 181	千円 766,215	千円 245,919	千円 320,616	千円 1,332,750	千円 7,363	千円 7,252

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。
3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
倉敷市市民病院	46.4 歳	352,579 円	649,087 円
団体平均	43.2 歳	335,999 円	600,119 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業職(病院)		一般行政職	
1人当たり平均支給額(5年度)		1人当たり平均支給額(5年度)	
1,799 千円		1,449 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
● 役職加算 5%～20%		● 役職加算 5%～20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

企業職(病院)				一般行政職			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45% 加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45% 加算)		
1人当たり平均支給額	5,235 千円			1人当たり平均支給額	14,231 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)			30,559 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			1,273 千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
倉敷市市民病院(医師)	16 %	23 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)	132,045 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	916,978 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	80.5 %	
手当の種類(手当数)	15	
支給対象業務及び職員	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価
医師が、正規の勤務時間内に右記業務に従事したとき	85,075 千円	3時間30分以上の診療 1日 25,000円以内
	520 千円	分娩業務 1回 20,000円
医師が、正規の勤務時間以外の時間において右記業務に従事したとき	1,020 千円	分娩業務 1回 30,000円
	1,684 千円	救急の外来患者に対する診療(入院を伴う診療) 1回 4,000円
	120 千円	救急の外来患者に対する診療(入院を指示) 1回 2,000円
	120 千円	救急の外来患者に対する診療(入院を受け持ち) 1回 2,000円
	5,487 千円	救急の外来患者に対する診療(入院を伴わない診療) 1回 1,000円
	1,260 千円	救急搬送された外来患者に対する診療 1回 4,000円(0時～6時除く)
	376 千円	救急搬送された外来患者に対する診療 1回 8,000円(0時～6時)
	50 千円	呼出しを受けて行う診療(3時間30分超) 1回 10,000円
	153 千円	呼出しを受けて行う診療(3時間30分以下) 1回 3,000円
	60 千円	緊急手術(執刀医) 1回 10,000円
	40 千円	緊急手術(執刀医以外) 1回 5,000円
	0 千円	麻酔科に勤務する医師が呼出しを受けて行う麻酔業務 1回 30,000円
医師(麻酔科に勤務する医師を除く。)が、他の診療科の依頼により全身麻酔の業務に従事したとき	120 千円	1回 20,000円
医師(麻酔科に勤務する医師を除く。)が、他の診療科の依頼により麻酔の業務(全身麻酔を除く。)に従事したとき	0 千円	1回 10,000円

薬局長及び薬局員が、感染症患者の薬剤指導に従事したとき	316 千円	1日 330円
診療放射線技師及び診療エックス線技師が、レントゲン撮影又はアイソトープ検査に直接従事したとき	465 千円	1日 330円
臨床検査技師及び衛生検査技師が、感染症の検査に従事したとき	387 千円	1日 330円
理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が、感染症患者の理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に従事したとき	1,118 千円	1日 330円
感染症患者の看護等に従事した職員(助産師、看護師および准看護師に限る。)	5,849 千円	1勤務につき 280円
病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事したとき	3,475 千円	その勤務時間が深夜の全部を含む場合 1回 9,520円(助産師が産婦、 じょく婦及び新生児等に関わる 業務に従事したときに限る。)
	12,435 千円	深夜における勤務時間が4時間 以上 1回3,550円
	0 千円	助産師が産婦、じょく婦及び新 生児等にかかわる業務に従事し たときは、4,620円
	10,403 千円	深夜における勤務時間が2時間 以上4時間未満 1回3,100円
	0 千円	助産師が産婦、じょく婦及び新 生児等にかかわる業務に従事し たときは、4,060円
	0 千円	深夜における勤務時間が2時間 未満 1回2,000円
	0 千円	助産師が産婦、じょく婦及び申 請時等にかかわる業務に従事し たときは、2,800円
助産師が、分べん業務に従事したとき。	118 千円	勤務時間内 1回2,000円
	3 千円	勤務時間外 1回3,000円
職員が、産汚物の処理に従事したとき	8 千円	1件120円
職員が、死体処理又は検視立会に従事したとき	522 千円	1回1,800円
新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の診療、看護 その他これらの者に接する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体が 付着し、若しくは付着するおそれがある物件の処理を行う業務 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体採取する業務 病院事業管理者が上記に準ずると認める業務	813 千円	1勤務につき3,000円
新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触 して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他病院事業管 理者がこれに準ずると認める業務	48 千円	1勤務につき4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	66,791 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	451 千円
支給実績(4年度決算)	44,938 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	330 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の
4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない
職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者、子供などの区分 により、扶養親族1人につ き 6,500円～15,000円	同じ	—	22,860 千円	251,216 円

住居手当	借家は家賃額に応じて28,000円まで	同じ	—	10,237 千円	341,231 円
通勤手当	交通機関利用者の最高限度額は55,000円、交通用具(自転車など)使用者は距離区分により3,100円～31,600円、通勤距離が片道2km未満の場合は支給なし	同じ	—	15,900 千円	121,371 円
管理職手当	管理職の職員に対し、職位等により53,300円～84,000円	同じ	—	24,542 千円	791,690 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が緊急等の業務をした場合に勤務日・勤務時間に応じ、4,000円～12,000円	同じ	—	1,120 千円	36,129 円

(3) ボートレース事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 73,137,609	千円 5,307,557	千円 602,329	% 0.8	% 0.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 29	千円 118,716	千円 48,814	千円 48,804	千円 216,334	千円 7,460	千円 5,246

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。(倉敷市モーターボート競走事業管理者を除く)
3 職員数及び給与費については、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれていますが、会計年度任用職員は含まれていません。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
ボートレース事業局	43.6 歳	342,930 円	460,636 円
団体平均	49.3 歳	303,641 円	456,167 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業職(ボートレース事業局)		一般行政職	
1人当たり平均支給額(5年度)		1人当たり平均支給額(5年度)	
1,682 千円		1,449 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
● 役職加算 5%～20%		● 役職加算 5%～20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

企業職（ボートレース事業局）				一般行政職			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45% 加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45% 加算)		
1人当たり平均支給額	0 千円			1人当たり平均支給額	14,231 千円		

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			0 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		6,542 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		225,592 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		100 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	支給対象業務及び職員	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価
ボートレース開催に常時従事する職員に対する手当	ボートレース開催に常時従事する職員が当該業務に従事したとき。	6,542 千円	1日 950円 3時間30分以下は半額
非常災害時、作業に従事する職員に対する手当	風水害等のため非常配備が発令された場合に水道施設の災害対策及び応急復旧等に直接従事した職員	0 千円	実働1時間につき 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	23,631 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	1,027 千円
支給実績（4年度決算）	12,472 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	693 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)
扶養手当	配偶者、子供などの区分により、扶養親族1人につき 6,500円～10,000円	同じ	—	5,441 千円	286,368 円
住居手当	借家は家賃額に応じて 28,000円まで	同じ	—	2,602 千円	289,200 円

通勤手当	交通機関利用者の最高 限度額は55,000円、交通 用具(自転車など)使用者 は距離区分により3,100円 ～31,600円、通勤距離が 片道2km未満の場合は支 給なし	同じ	—	3,361 千円	124,481 円
管理職手当	管理職の職員に対し、 職位等により72,600円 ～103,600円	同じ	—	5,736 千円	956,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が緊急等の業 務をした場合に勤務 日・勤務時間に応じ、 4,000円～12,000円	同じ	—	1,500 千円	250,000 円